

名古屋市立大学総合情報センター規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条―第6条）
- 第3章 委員会
 - 第1節 学術情報委員会（第7条―第10条）
- 第4章 その他（第11条―第13条）
- 附則

（一部改正 平成31年達第30号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市立大学総合情報センター（以下「総合情報センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 総合情報センターは、学術情報の収集、管理及び提供を行うとともに、情報処理、情報通信、情報発信及び情報管理を円滑かつ効率的に行うために必要な施設及び設備を整備し、それらの管理運営、企画調整及び利用サービスの提供を行うことにより、名古屋市立大学における情報化を推進し、教育及び研究の発展に資することを目的として設置する。

第2章 組織

（総合情報センター長等）

第3条 総合情報センターに総合情報センター長（以下「センター長」という。）を置く。

2 総合情報センター長は、理事長の命を受け、総合情報センターを代表し、その業務を統轄する。

3 総合情報センターに総合情報センター副センター長（以下「副センター長」という。）若干名を置くことができる。

4 副センター長はセンター長を補佐し、センター長が欠けたとき又はセンター長に事故等がありその職務を行うことができないとき、その職務を代理する。この場合において、副センター長が2名以上置かれるときは、センター長があらかじめ指定する順序に従いその職務を代理する。

5 センター長及び副センター長の選考については、別に定める。

（一部改正 平成29年達第60号）

（分館及び大学史資料館）

第4条 総合情報センターに次の分館及び大学史資料館（以下「分館等」という。）

を置く。

- (1) 総合情報センター山の畑分館
- (2) 総合情報センター川澄分館
- (3) 総合情報センター田辺通分館
- (4) 総合情報センター北千種分館

(一部改正 令和2年達第113号)

(分館長及び資料館長)

第5条 総合情報センターの各分館に分館長を、大学史資料館に資料館長をそれぞれ置く。

- 2 分館長及び資料館長は、センター長のもとで、分館等を代表し、その業務を統轄する。
- 3 分館長及び資料館長の選任については、別に定める。

(一部改正 令和2年達第113号)

(事務組織)

第6条 総合情報センターの事務は、事務局学術情報室が行い、分館等に主任を置くことができる。

第3章 委員会

第1節 学術情報委員会

(設置及び審議事項)

第7条 総合情報センターに学術情報委員会を置く。

- 2 学術情報委員会は次の事項を審議する。
 - (1) 分館運営の基本方針に関すること。
 - (2) 分館並びに図書及び資料（以下「図書等」という。）に関する要綱等の制定改廃に関すること。
 - (3) 分館及び図書等の予算執行に関すること。
 - (4) 大学史資料館の運営及び資料の展示等に関すること。
 - (5) その他分館等及び図書等に関し必要な事項。

(一部改正 令和2年達第113号)

(委員等)

第8条 学術情報委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、理事長が任命する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 各分館長
 - (4) 資料館長
 - (5) 事務局次長
 - (6) 事務局学術情報室長
- 2 学術情報委員会に委員長を置き、センター長をもってあてる。

- 3 委員長は、学術情報委員会を招集し、その議長となる。
- 4 学術情報委員会に副委員長を置き、副センター長のうちからセンター長が指名する者をもってあてる。
- 5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
(一部改正 平成21年達第52号、平成29年達第60号、令和2年達第113号)

(議事)

第9条 学術情報委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 学術情報委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(分館委員会及び資料館委員会)

第10条 分館等の運営に関する事項を審議するため、各分館に分館委員会を、大学史資料館に資料館委員会をそれぞれ置く。

- 2 分館委員会及び資料館委員会については別に定める。

(一部改正 令和2年達第113号)

第4章 その他

(庶務)

第11条 学術情報委員会に関する委員会の庶務は、事務局学術情報室において処理する。

(一部改正 平成31年達第30号)

(管理等)

第12条 総合情報センターの施設、設備及び図書等の管理並びに利用については別に定める。

- 2 総合情報センターの所管する情報システムに関する事項については別に定める。

(一部改正 平成31年達第30号)

(委任)

第13条 この規程に関し必要な事項は、総合情報センター長が定める。

(一部改正 平成31年達第30号)

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行し、平成18年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市立大学総合情報センター規程(平成13年名古屋市立大学達第4号)は、廃止する。
- 3 この附則に規定するもののほか、この規程の施行に必要な経過措置は、別に定める。

附 則(平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第52号)

この規程は、発布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第57号）

この規程は、発布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第73号）

この規程は、発布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第59号）

この規程は、発布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第44号）

この規程は、発布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第55号）

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第60号）

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第30号）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 名古屋市立大学総合情報センターシステム関係委員会規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第88号）は、廃止する。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第113号）

この規程は、令和2年10月31日から施行する。